

宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター及び山村広場基本使用料

●町内に住所を有する個人、各種団体等が使用する場合

施設名	基本使用料	使用時間
多目的ホール	1時間 500円	午前9時から午後5時まで
山村広場	1時間 500円	午前9時から午後5時まで

備考

- (1)利用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間を1時間に切り上げる。
- (2)利用時間には、準備及び撤収時間を含むものとする。
- (3)利用者の住所(法人にあっては、事務所の所在地をいう。)が町外の場合の使用料は、本表に規定する基本料金の2倍に相当する額とする。

●営利、宣伝等の目的で使用する場合

施設名	基本使用料	使用時間
多目的ホール	7,000円	午前9時から正午まで
	10,000円	正午から午後5時まで
	12,000円	午後5時から午後10時まで
	25,000円	午前9時から午後10時まで
山村広場	7,000円	午前9時から正午まで
	10,000円	正午から午後5時まで

備考

- (1)利用時間には、準備及び撤収時間を含むものとする。
- (2)利用者の住所(法人にあっては、事務所の所在地をいう。)が町外の場合の使用料は、本表に規定する基本料金の2倍に相当する額とする。
- (3)特別な設備をしたことに伴い新たな経費を要する場合は、時価相当額を加算する。